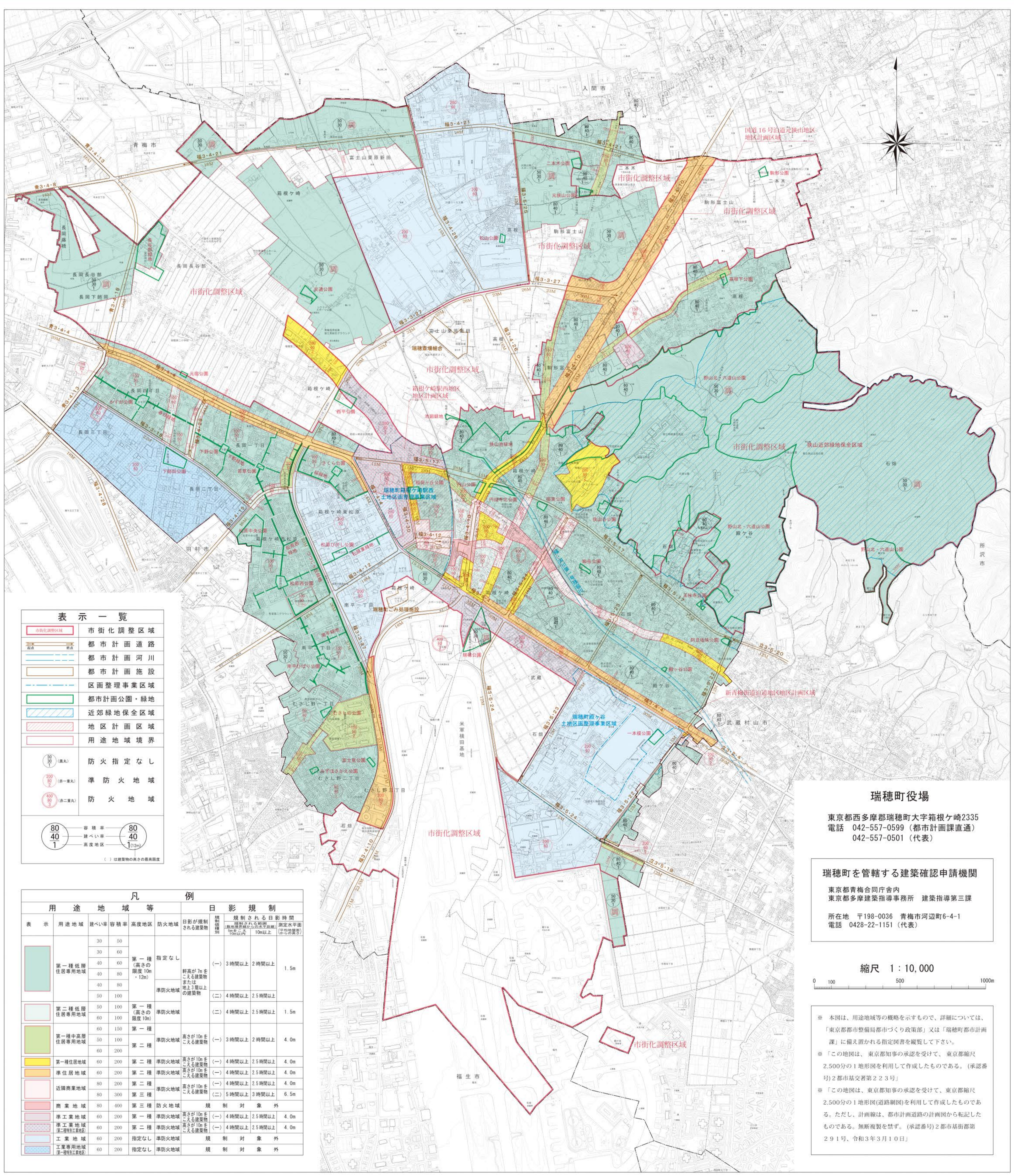


# 瑞穂町都市計画図

令和三年三月作成



### 表示一覧

- 市街化調整区域
- 都市計画道路
- 都市計画河川
- 都市計画施設
- 区画整理事業区域
- 都市計画公園・緑地
- 近郊緑地保全区域
- 地区計画区域
- 用途地域境界
- 防火指定なし
- 準防火地域
- 防火地域
- 容積率 80/40/1
- 建ぺい率 80/40/1
- 高度地区

( ) は建築物の高さの最高限度

**瑞穂町役場**  
 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335  
 電話 042-557-0599 (都市計画課直通)  
 042-557-0501 (代表)

**瑞穂町を管轄する建築確認申請機関**  
 東京都青梅合同庁舎内  
 東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課  
 所在地 〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1  
 電話 0428-22-1151 (代表)

縮尺 1 : 10,000

※ 本図は、用途地域等の概略を示すもので、詳細については、「東京都都市整備局都市づくり政策部」又は「瑞穂町都市計画課」に備え置かれる指定図書を確認して下さい。  
 ※ 「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図(道路編)を利用して作成したものである。(承認番号)2都市基交第223号」  
 ※ 「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図(道路編)を利用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)2都市基街部第291号、令和3年3月10日」

用途地域等		例		日影規制		
表示	用途地域	建ぺい率	容積率	防火地域	日影が規制される建築物	規制される日影時間
第一種低層住居専用地域	第一種 (高さの限度10m)	40	60	指定なし	軒高が7mをこえる建築物または地上3層以上の建築物	(一) 3時間以上 2時間以上 1.5m
						(二) 4時間以上 2.5時間以上
第二種低層住居専用地域	第一種 (高さの限度10m)	50	100	準防火地域	高さ10mをこえる建築物	(一) 3時間以上 2時間以上 1.5m
						(二) 4時間以上 2.5時間以上
第一種中高層住居専用地域	第一種	60	150	第一種	高さ10mをこえる建築物	(一) 3時間以上 2時間以上 4.0m
						(二) 4時間以上 2.5時間以上
第二種中高層住居専用地域	第二種	60	200	準防火地域	高さ10mをこえる建築物	(一) 4時間以上 2.5時間以上 4.0m
						(二) 5時間以上 3時間以上 6.5m
近隣商業地域	第一種	80	200	準防火地域	高さ10mをこえる建築物	(一) 4時間以上 2.5時間以上 4.0m
						(二) 5時間以上 3時間以上 6.5m
商業地域	第一種	80	400	防火地域	規制対象外	(一) 4時間以上 2.5時間以上 4.0m
						(二) 4時間以上 2.5時間以上 4.0m
準工業地域	第一種	60	200	準防火地域	高さ10mをこえる建築物	(一) 4時間以上 2.5時間以上 4.0m
						(二) 4時間以上 2.5時間以上 4.0m
工業地域	指定なし	60	200	指定なし	規制対象外	(一) 4時間以上 2.5時間以上 4.0m
						(二) 4時間以上 2.5時間以上 4.0m